

会員各位

公益社団法人全国老人保健施設協会
会 長 東 憲太郎
(公印省略)

「介護の現場を守るための署名」について

全産業の収支差率（4.2%）が上昇する中、多くの介護サービスの収支差率は、平成 27 年度介護報酬改定を境に大きく低下しており、良質なサービスの提供に困難を強いられています。そのうえ、介護人材の不足は危機的な状況であり、社会的な問題です。介護の現場を守ることは、国民（利用者・家族・従事者等）の生活の安定に繋がります。

過去 2 回、報酬改定時に署名活動を実施し、国等に提出することにより、「介護職員の処遇改善交付金」の創設や、財務省が打ち出した「介護報酬 6%カット」の大幅な引き戻し等の礎を築くことができました。

今回の介護報酬改定におきましては、全老健だけでなく、介護関係団体が一致団結して、署名活動を実施し、内閣総理大臣、財務省、厚生労働省及び関係機関に向けて、社会保障財源の確保を訴えて行く所存です。

つきましては、**1 施設 1,000 名**（100 床あたり）の署名を目標として展開していただきたく、特段のご配慮をお願い申し上げます。

（署名用紙は、同封の返信用封筒もしくは着払い宅急便にて、平成 29 年 11 月 6 日（月）までに下記全老健事務局宛ご送付ください。）

以上

(参考) 署名に関する Q&A

- ・ 署名の代筆は可能ですか？
→ 自分自身で記入が難しい場合、本人から本署名の趣旨に賛同していただいている場合は、代筆可能です。
- ・ 衆議院選挙期間中の署名活動は公職選挙法違反になりますか？
→ 総務省選挙課に確認したところ「法律には抵触しない」旨の回答を得ています。選挙に関係ない署名であれば問題ないと解釈です。不安があれば、選挙期間中に選挙に関する取り締まりを行う所管の警察に直接ご相談ください。